

## ●卒業・進級の認定基準及び成績評価について

(卒業、修了の認定)

- ・本校所定の課程を修了し、出席日数をみだし、試験に合格した者には、卒業証書を授与する。
- ・医療専門課程 理学療法士科、作業療法士科、義肢装具士科 4年制を修了した者は高度専門士（医療専門課程）と称することが出来る。
- ・医療専門課程 義肢装具士科、救急救命士科を修了した者は専門士（医療専門課程）と称することが出来る。
- ・社会福祉専門課程 整形靴科を修了した者は、専門士（社会福祉専門課程）と称することが出来る。
- ・所定の授業日数の3分の1以上欠席した者は、進級又は卒業することができない。但し、各学年において欠席日数が出席すべき日数の3分の1未満であっても、各科目及び実習にかかる出席時間数が所定の3分の2に満たない者は、補講を受けなければ進級又は卒業することができない。

(学習の評価・進級)

- ・試験は各学期ごと又は科目終了時に行い、試験の成績評価は科目ごとに100点満点とし、60点以上を合格点とする。
- ・合格点に満たない科目については、その科目の再試験を行うことがある。
- ・試験に欠席した者で、その理由がやむを得ないと認められた者は、その科目の追試験を認可することがある。

※客観的な指標の設定：GPAによる。

試験の成績評価は試験の点数の合計（100点満点）が、90点～100点が「A」、80点～89点が「B」、70点～79点が「C」、60点～69点が「D」、59点以下「F」と評価する。「D」以上を合格点とする。

各成績は、A（4.0）、B（3.0）、C（2.0）、D（1.0）としてGPAはAの単位数×4.0 + Bの単位数×3.0 + Cの単位数の×2.0 + Dの単位数×1.0の合計を、各学生が履修済みの総単位数で除した数を求めることによって算出する。

## ●取得可能な称号

**専門士(救急救命士科・義肢装具士科・整形靴科)**

平成7年1月1日から一定の専門学校卒業生に「専門士」の称号が付与されるようになった。（文部省（現文部科学省）告示第84号平成6年6月21日）「専門士」は生涯にわたって何を学んできたか、どのような技術、技能、教養を身につけ、どのようにして豊かな人間性を養ってきたかなどの生涯学習の成果を評価するために創設された新しい称号である。

### 1. 目的

専修学校の専門課程（すなわち専門学校のこと）における学習の成果を適切に評価し、一定の専修学校の専門課程の修了者に対し専門士の称号を付与することにより、その修了者の社会的評価の向上を図り、もって生涯教育の振興に資することを目的とする。

## 2. 規定について

専修学校の専門課程において、次に掲げる要件を満たして修了した者は、文部科学大臣が定める基準を満たした者として、「専門士」と称することができる。

- ①修業年限が2年以上であること。
- ②課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であること。
- ③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。  
したがって、すべての専門学校の卒業生が専門士の称号を付与されるとは限らない。
- ④高度専門士と称することができる過程と認められたものでないこと。

## 3. 称号分野

専門学校の教育は大きくわけて8分野に区分され、その分野で「専門士」の称号を取得することができる。

- ①工業関係
- ②農業関係
- ③医療関係
- ④衛生関係
- ⑤教育・社会福祉関係
- ⑥商業実務関係
- ⑦服飾・家政関係
- ⑧文化・教養関係

「専門士」の称号授与書には、修了した課程・学科名が記載されているので、学習した技術、技能、教養の内容を第三者に提示することができる。このように、一定の基準に基づいて文部科学大臣が認定する学科に付与される「専門士」は、その社会的評価と信頼は安定かつ恒久的なものと言える。

〈参考〉専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であること、その他文部科学省の定める基準を満たすものに限る）を修了した者（第90条第1項に規定する者に限る）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入することができる。（学校教育法第132条）

### **高度専門士(理学療法士科・作業療法士科・義肢装具士科4年制)**

専修学校の専門課程における教育内容の高度化と修業年限の長期化を踏まえ、同課程における学習の成果を適切に評価するため、一定の要件を満たす専修学校の専門課程の修了者に対し、これまでの「専門士」とは異なり、新たに「高度専門士」の称号を付与する。（平成17年9月9日の文部科学省告示第139号）

## 1. 目的

近年、職業の現場で求められる知識・技能等の一層の高度化や、より付加価値の高い人材育成の必要性を背景に、専門学校の長期化が進み、4年制の学科が増加。こうした高度な専門学校の修了者について、適切に評価するしくみとして創設された。また、「高度専門士」の称号を付与された修了者には、大学院の入学資格が与えられる。専門学校修了後、さらに学習したいという人のニーズに応える、大変意義のある制度改正といえる。

## 2. 規定について

文部科学大臣が、次に掲げる要件を満たすと認める課程を修了した者は、高度専門士と称することができる。

- ①修業年限が4年以上であること。
- ②課程の修了に必要な総授業時数が3,400時間以上であること。
- ③体系的に教育課程が編成されていること。
- ④試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。